

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

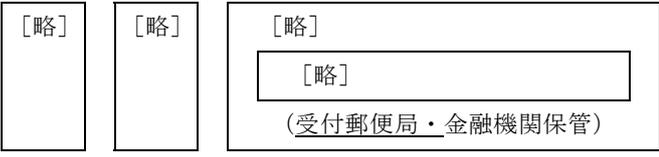
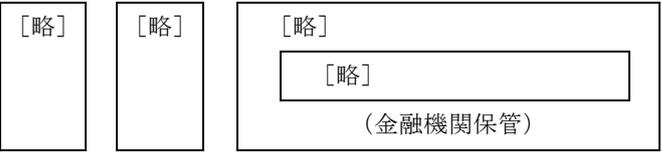
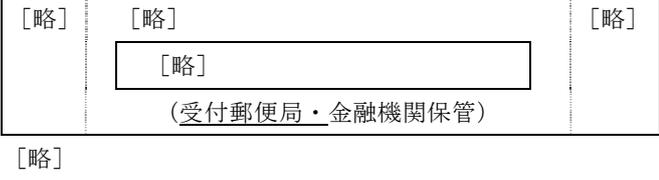
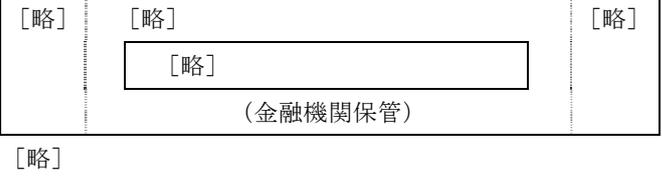
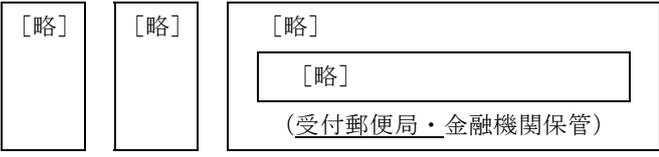
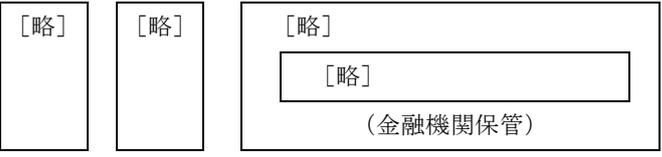
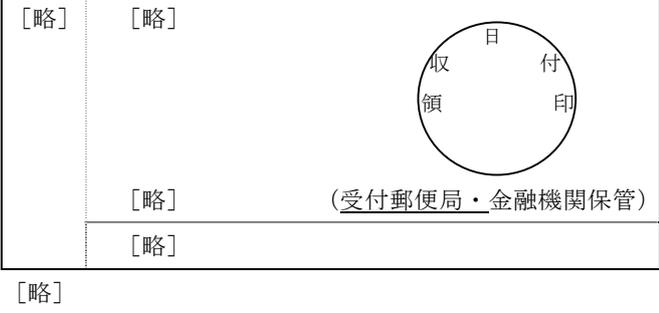
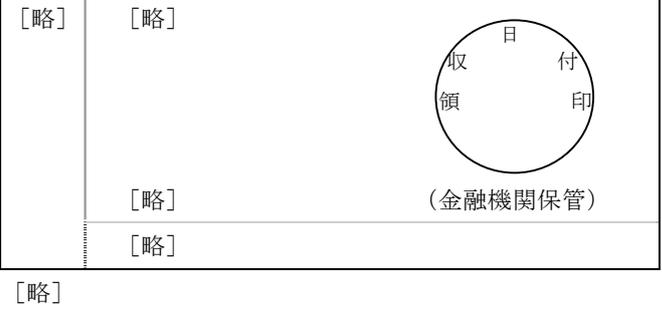
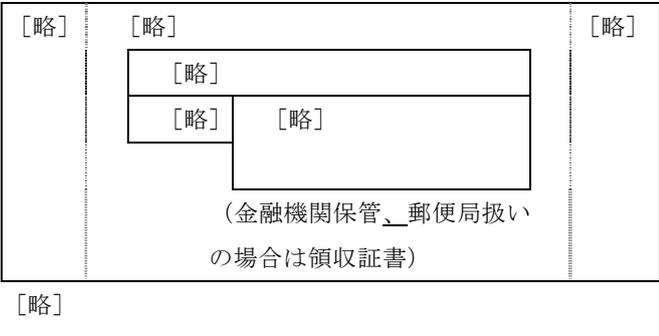
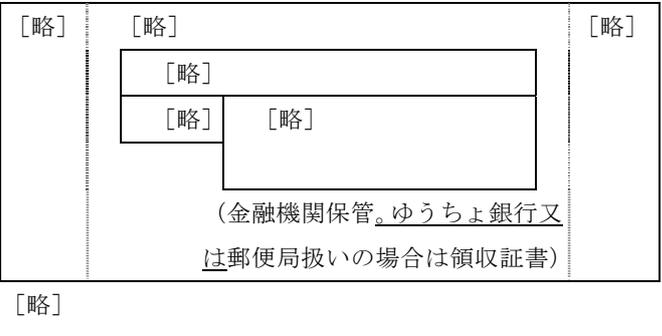
平成19年 9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第99号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第5号ア（第7条関係）</p> 	<p>様式第5号ア（第7条関係）</p> 
<p>様式第5号イ（第7条関係）</p> 	<p>様式第5号イ（第7条関係）</p> 
<p>様式第5号ウ（第7条関係）</p> 	<p>様式第5号ウ（第7条関係）</p> 
<p>縦20.3センチメートル、横8.9センチメートル</p>	
<p>様式第5号エ（第7条関係）</p> 	<p>様式第5号エ（第7条関係）</p> 
<p>様式第5号オ（第7条関係）</p> 	<p>様式第5号オ（第7条関係）</p> 
<p>様式第5号カ（第7条関係）</p> 	<p>様式第5号カ（第7条関係）</p> 

(金融機関保管、郵便局扱い  
の場合は領収証書)

[略]

様式第5号キ (第7条関係)

[略]	[略]	
[略]	(受付郵便局・金融機関保管)	
[略]	[略]	

[略]

様式第5号ク (第7条関係)

[略]	[略]	
[略]	(受付郵便局・金融機関保管)	
[略]	[略]	

[略]

(金融機関保管。ゆうちょ銀行又  
は郵便局扱いの場合は領収証書)

[略]

様式第5号キ (第7条関係)

[略]	[略]	
[略]	(金融機関保管)	
[略]	[略]	

[略]

様式第5号ク (第7条関係)

[略]	[略]	
[略]	(金融機関保管)	
[略]	[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号クの次に次の1様式を加える。

様式第5号ケ (第7条関係)

(表)

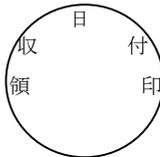
払込取扱票 <input type="checkbox"/>										払込料金 加入者負担									
口座番号				百	十	万	千	百	十	番	億	千	百	十	万	千	百	十	円
=				=															
加入者名											備考								
依頼人	<input type="checkbox"/> 県税 岩手県 (納付 (納入) 書兼領収済通知書)																		
	年度	税目												金額					
おところ (郵便番号 )																			
おなまえ										受付局									
払込金受領証 <input type="checkbox"/>																			
口座番号													払込料 金加入 者負担						
	百	十	万	千	百	十	円												
加入者名																			
	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
依頼人																			
	備考										受付局日付印								

	(電話番号 - - )	日 付 印	

縦 11.4 センチメートル、横 18.0 センチメートル

(裏)

<p>この受領証は、郵便局で機械処理した場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。</p> <p>御注意</p> <p>この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり折り曲げたりしないでください。</p>	<p>この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。</p>
--	-----------------------------------

改正前	改正後
<p>様式第 8 号ア (第10条、第11条関係)</p> <p>(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>[略]</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>[略]</span> <span>(受付郵便局・金融機関保管)</span> </div> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第 8 号ア (第10条、第11条関係)</p> <p>(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>[略]</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>[略]</span> <span>(金融機関保管)</span> </div> </div> <p>[略]</p>
(裏)	(裏)

[略]	[略]
1～3	[略]
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。

様式第8号イ（第10条、第11条関係）

（表）

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
（金融機関保管、郵便局扱いの場合 は領収証書）		

[略]

（裏）

[略]	[略]
1～3	[略]
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。

様式第8号エ（第10条、第11条関係）

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
1～3	[略]
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。
[略]	[略]

[略]

様式第8号オ（第10条、第11条関係）

（表）

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]
1～3	[略]
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。

様式第8号イ（第10条、第11条関係）

（表）

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
（金融機関保管、 <u>ゆうちょ銀行又は郵便局扱い</u> の場合は領収証書）		

[略]

（裏）

[略]	[略]
1～3	[略]
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。

様式第8号エ（第10条、第11条関係）

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
1～3	[略]
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。
[略]	[略]

[略]

様式第8号オ（第10条、第11条関係）

（表）

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]
-----	-----

(金融機関保管、郵便局扱いの場合  
は領収証書)

[略]

(裏)

[略]	[略]	[略]
1～3	[略]	
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。	

様式第8号キ (第10条、第11条関係)

(表)

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	
[略]	[略]	

(金融機関保管、郵便局扱いの場合  
は領収証書)

[略]

(裏)

[略]	[略]	[略]
1～3	[略]	
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。	

様式第8号ク (第10条、第11条関係)

(表)

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	
[略]	[略]	

(金融機関保管、郵便局扱いの場合  
は領収証書)

[略]

(裏)

[略]	[略]	[略]
1～3	[略]	

[略]	[略]
-----	-----

(金融機関保管、ゆうちょ銀行又は郵便局扱いの場合  
は領収証書)

[略]

(裏)

[略]	[略]	[略]
1～3	[略]	
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。	

様式第8号キ (第10条、第11条関係)

(表)

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	
[略]	[略]	

(金融機関保管、ゆうちょ銀行又は郵便局扱いの場合  
は領収証書)

[略]

(裏)

[略]	[略]	[略]
1～3	[略]	
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。	

様式第8号ク (第10条、第11条関係)

(表)

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	
[略]	[略]	

(金融機関保管、ゆうちょ銀行又は郵便局扱いの場合  
は領収証書)

[略]

(裏)

[略]	[略]	[略]
1～3	[略]	

4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。

様式第8号の2（第10条関係）

[略]

なお、不足税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]	
分納誓約事項	[略]
払込方法	1 銀行 2 郵便局 3 信用金庫 4 振興局に払い込みます。
[略]	

[略]

様式第26号（第25条関係）

[略]
[略]
あなたは、地方税法第11条の規定により、次の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として同人の滞納金額のうち次の金額を納付しなければならないこととなりましたので、同封の納付（納入）書により期限までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]

[略]

様式第27号の2（第25条関係）

[略]
[略]
なお、納付すべき金額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてくださ

4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。

様式第8号の2（第10条関係）

[略]

なお、不足税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]	
分納誓約事項	[略]
払込方法	1 銀行 <u>(ゆうちょ銀行を除く。)</u> 2 <u>ゆうちょ銀行</u> 又は郵便局 3 信用金庫 4 振興局に払い込みます。
[略]	

[略]

様式第26号（第25条関係）

[略]
[略]
あなたは、地方税法第11条の規定により、次の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として同人の滞納金額のうち次の金額を納付しなければならないこととなりましたので、同封の納付（納入）書により期限までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]

[略]

様式第27号の2（第25条関係）

[略]
[略]
なお、納付すべき金額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。

い。  
[略]

[略]

様式第28号（第25条関係）

[略]  
[略]  
なお、繰上げ  
変更 した納期限までに次の税額を同封の納付  
(納入)書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県  
指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青  
森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局  
又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局  
の出納員に納めてください。

[略]

[略]

様式第33号（第25条関係）

[略]  
[略]  
なお、あなたが納付（納入）すべき徴収金は、同封の納  
付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手  
県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、  
青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便  
局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興  
局の出納員に納めてください。

[略]

[略]

様式第41号（第25条関係）

[略]	
換価の猶予 (分納誓約 承認)事項	[略]
	払込 方法 1 銀行 2 郵便局 3 信用金庫 4 振興局に払い込みます。
[略]	

[略]

[略]

様式第48号（第25条関係）

[略]			
[略] 請 求 者	還付される 税金の受取 りを希望す る預金口座	[略]	
		金融機関名 (郵便局は、記載しない てください。)	
		[略]	
[略]			

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第28号（第25条関係）

[略]  
[略]  
なお、繰上げ  
変更 した納期限までに次の税額を同封の納付  
(納入)書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県  
指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興  
局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納  
めてください。

[略]

[略]

様式第33号（第25条関係）

[略]  
[略]  
なお、あなたが納付（納入）すべき徴収金は、同封の納  
付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手  
県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振  
興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に  
納めてください。

[略]

[略]

様式第41号（第25条関係）

[略]	
換価の猶予 (分納誓約 承認)事項	[略]
	払込 方法 1 銀行 (ゆうちょ銀行を除く。) 2 ゆうちょ銀行又は郵便局 3 信用金 庫 4 振興局に払い込みます。
[略]	

[略]

[略]

様式第48号（第25条関係）

[略]			
[略] 請 求 者	還付される 税金の受取 りを希望す る預金口座	[略]	
		金融機関名 (ゆうちょ銀行は、記 載しないでください。)	
		[略]	
[略]			

[略]

[略]

様式第53号ア（第25条関係）

[略]	[略]
上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。	
[略]	

様式第53号ア（第25条関係）

[略]	[略]
上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。	
[略]	

様式第53号ウ（第25条関係）

[略]
上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。
[略]

様式第53号ウ（第25条関係）

[略]
上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。
[略]

様式第63号（第30条関係）

[略]
[略]
ついては 年 月 日までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。
[略]
[略]

様式第63号（第30条関係）

[略]
[略]
ついては 年 月 日までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。
[略]
[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第64号中 「(17) (19) (18) (20) (19) (21) (20) (22)」 を 「(19) (20) (21) (22)」 に改める。

改正前	改正後												
<p>様式第67号（第33条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(付表)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民税から控除すべき配当割額等について市町村が還付し、又 g は充当した金額</td> <td style="text-align: center;">/ /</td> </tr> <tr> <td>合計 (c+d+e+f)</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		県民税から控除すべき配当割額等について市町村が還付し、又 g は充当した金額	/ /	合計 (c+d+e+f)	[略]	<p>様式第67号（第33条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(付表)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民税から控除すべき配当割額等について市町村が還付し、又 g は充当した金額</td> <td style="text-align: center;">/ / 円</td> </tr> <tr> <td>合計 (c+d+e+f+g)</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		県民税から控除すべき配当割額等について市町村が還付し、又 g は充当した金額	/ / 円	合計 (c+d+e+f+g)	[略]
[略]													
県民税から控除すべき配当割額等について市町村が還付し、又 g は充当した金額	/ /												
合計 (c+d+e+f)	[略]												
[略]													
県民税から控除すべき配当割額等について市町村が還付し、又 g は充当した金額	/ / 円												
合計 (c+d+e+f+g)	[略]												

備考1 [略]

2 dからfまでの項に係る算出基礎の欄には、県及び市町村の合計額を記載し、地方税法施行令第5条の2に規定する平成19年度あん分率によって算定してください。

3 [略]

[略]

様式第68号（第34条、第39条関係）

[略]

なお、納付税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

様式第69号（第35条、第40条関係）

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、下記指定納期限までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

様式第71号の4（第35条の3関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

[略]

様式第71号の6（第35条の5関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

備考1 [略]

2 dからfまでの項に係る算出基礎の欄には、県及び市町村の合計額を記載し、地方税法施行令附則第5条の2に規定する平成19年度あん分率によって算定してください。

3 [略]

[略]

様式第68号（第34条、第39条関係）

[略]

なお、納付税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

様式第69号（第35条、第40条関係）

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、下記指定納期限までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

様式第71号の4（第35条の3関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

[略]

様式第71号の6（第35条の5関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

局の出納員に納付してください。

[略]

[略]

様式第71号の8（第35条の7関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

[略]

様式第72号（第36条関係）

[略]

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。

[略]

[略]

[略]

様式第76号（第40条関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

[略]

様式第80号（第42条関係）

[略]

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局

[略]

[略]

様式第71号の8（第35条の7関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

[略]

様式第72号（第36条関係）

[略]

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。

[略]

[略]

[略]

様式第76号（第40条関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

[略]

様式第80号（第42条関係）

[略]

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。

総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。

[略]

[略]

[略]

様式第83号の2（第43条関係）

[略]

[略]	申告者又は申請者	[略]	金融機関名（郵便局
		還付される税金の受取りを希望する預金口座（次のウに該当する方は、記載してください。）	は、記載しないでください。）
[略]		[略]	

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]	申請者	[略]	金融機関名（郵便局
		還付される税金の受取りを希望する預金口座	は、記載しないでください。）
[略]		[略]	

[略]

様式第89号の4（第43条の3関係）

[略]
[略]
<p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。</p>
[略]

[略]

様式第101号（第52条関係）

[略]

[略]	
※発信年月日	[略]
郵便局消印	確認印
年 月 日	
[略]	

[略]

様式第106号（第52条、第63条関係）

[略]

[略]

[略]

様式第83号の2（第43条関係）

[略]

[略]	申告者又は申請者	[略]	金融機関名（ゆうち
		還付される税金の受取りを希望する預金口座（次のウに該当する方は、記載してください。）	よ銀行は、記載しないでください。）
[略]		[略]	

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]	申請者	[略]	金融機関名（ゆうち
		還付される税金の受取りを希望する預金口座	よ銀行は、記載しないでください。）
[略]		[略]	

[略]

様式第89号の4（第43条の3関係）

[略]
[略]
<p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。</p>
[略]

[略]

様式第101号（第52条関係）

[略]

[略]	
※発信年月日	[略]
通信日付印	確認印
[略]	

[略]

様式第106号（第52条、第63条関係）

[略]
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。
[略]

[略]

様式第122号の2（第65条関係）

[略]

[略]
おって、不承認又は取消しにより納付することとなった自動車税は、同封の納税通知書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]

[略]

様式第123号ア（第66条関係）

[略]

[略]
[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]

[略]

様式第123号ウ（第66条関係）

(表)

[略]
[略]
なお、⑤の未納額は、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]

[略]

様式第131号（第69条関係）

[略]
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。
[略]

[略]

様式第122号の2（第65条関係）

[略]

[略]
おって、不承認又は取消しにより納付することとなった自動車税は、同封の納税通知書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]

[略]

様式第123号ア（第66条関係）

[略]

[略]
[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]

[略]

様式第123号ウ（第66条関係）

(表)

[略]
[略]
なお、⑤の未納額は、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]

[略]

様式第131号（第69条関係）

[略]
[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]
[略]

[略]

様式第138号の6（第73条の5関係）

[略]
[略]
年 月 日付けで徴収猶予した次の自動車取得税について、岩手県県税条例第123条の5第4項の規定により取り消したので、地方税法第699条の14第5項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。なお、取消しにより納付することとなった自動車取得税は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]

[略]

様式第138号の7（第73条の5関係）

[略]					
[略]	申 請 者	[略]	還付される税金の受取りを希望する預金口座	金融機関名（郵便局は、記載しないでください。）	
[略]		[略]			
[略]					

[略]

様式第138号の8（第73条の5関係）

[略]
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、 <u>岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局</u> 又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]
[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]
[略]

[略]

様式第138号の6（第73条の5関係）

[略]
[略]
年 月 日付けで徴収猶予した次の自動車取得税について、岩手県県税条例第123条の5第4項の規定により取り消したので、地方税法第699条の14第5項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。なお、取消しにより納付することとなった自動車取得税は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。
[略]

[略]

様式第138号の7（第73条の5関係）

[略]					
[略]	申 請 者	[略]	還付される税金の受取りを希望する預金口座	金融機関名（ <u>ゆうちょ銀行</u> は、記載しないでください。）	
[略]		[略]			
[略]					

[略]

様式第138号の8（第73条の5関係）

[略]
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]					
[略]					
様式第146号（第77条関係）					
[略]					
[略]	特 別 徴 収 義 務 者	[略]	還付される税金 の受取りを希望 する預金口座	金融機関名（郵便局 は、記載しないでくだ さい。）	[略]
[略]					
[略]					

様式第149号（第77条関係）

[略]	
[略]	
<p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日まで に同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩 手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、<u>岩手県、</u> <u>青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便</u> <u>局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興</u> <u>局の出納員に納付してください。</u></p>	
[略]	
[略]	

[略]					
[略]					
様式第146号（第77条関係）					
[略]					
[略]	特 別 徴 収 義 務 者	[略]	還付される税金 の受取りを希望 する預金口座	金融機関名（ゆうち よ銀行は、記載しな いでください。）	[略]
[略]					
[略]					

様式第149号（第77条関係）

[略]	
[略]	
<p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日まで に同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩 手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域 振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員 に納付してください。</p>	
[略]	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する納付書等について適用し、同日前に提出した納付書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。